

議案第 3 号

狭山市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例

条例別紙のとおり

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 教育長の勤務時間、休日及び休暇については、狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第16号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例の規定中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和39年条例第24号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第2条第1項中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は、適用しない。